

財務大臣 与謝野馨

ハ　ロ　イ
方　募

価・別債行争非者特国札非
格第参市及入価・別債発競
競Ⅱ加場び札格第参市行争
争非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしび価一を場で競競と
入場も加、た価格国定特あ争争す
札特の者財後格競債め別つ入る
発別にご務に競争市る参て札札も
行參よと大行争入場も加、と發の
一加るに臣わ入札特の者財同行に
と者發応がれ札發別にご務時一よ
い・行募各の行參よと大にとる
う第へ限國る募一加るに臣行い發
。II以度債入と者發応がわう行
非下額市札のい・行募各れ。(以
価一を場で決う第へ限國る、
格国定特あ定一I以度債入価一
競債め別つを及非下額市札格非

特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入
別 債 入 價 ・ 別 債	發 競	札 格 行 札
参 市 札 格 第 参 市	行 争	發 競 發 發
加 場 發 競 I 加 場	入	行 争 額 行

条特百国条特七国条特九つ定円二付七九て基法百金し二債う額
 の別九債の別億債の別十いに、千国条億はづ律六額た条のち面
 規会十に規会六に規会一て基同五債の百、き第十で利第発、金
 定計億つ定計千つ定計億はづ法百に規七額發四万八付一行平額
 計に円いにに万いにに五、き第九つ定十面行十円千国項の成で
 にに基関円て基関千額發六十いに五金し六、五債の特二一
 づす、づす、づす七面行十億て基万額た条特百に規例十兆
 する額きる額きる百金し二七はづ円で利第別七つ定に年八
 発法面發法五額た条千、き、三付一會十いに關度千
 行律金行律十で利第千額發同千国項計八て基すに百
 し第額し第五三付一三面行法五債のに億はづるお億
 第四でた四でた四万千国項百金し第百に規關六、き法け
 利十千利十円三債の十額た四三つ定す千額發律る
 付七七付七百に規万で利十十いにる八面行第公

十 口 イ 一	十 八	九 振 額 最	二 ニ	八 ハ 口 イ	七 行 争 非 者
非 入 価 發	替 額	低 行 争 非 者	特 國 行 争 非 者	特 國 札 非 入 価 込	行 争 非 者
競 札 格 行 行	單 位	入 価 ・ 別 債	入 価 ・ 別 債	發 競 札 格 金	入 価 ・ 別 債
爭 發 競 価	金 額	札 格 第 參 市	札 格 第 參 市	行 爭 發 競 金	札 格 第
入 行 爭 格 日	位 置	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	入 行 爭 額	發 競 II
額 錢 額	平 す 額 の 振	五	千	九 万 一	百 国
面 以 面	成 る の 記 替	万	四	七 十 円 兆	四 債
金 上 金	二 ° 整 載 法	円	百	七 八	十 に
額 の 額	十 数 又 の		四	九 億 千	二 つ
百 そ 百	一 倍 は 規		十	十 八 百	億 い
円 れ 円	年 の 記 定		五	四 千 四	円 て
に ぞ に	三 金 錄 に		億	四 四 十	、
つ れ つ	月 額 は よ		六	四 百 四	額
き の き	二 に る		千	四 億	面
百 応 百	十 よ 最 振		五	七 十 万	金 額
円 募 円	三 る 低 替		十	百 五 千	で
二 価 二	日 も 額 口		万	五 十 万	千
十 格 十	の 面 座		円	万	四 百 三
五 三	と 金 簿				四

の経利入価・別債行争非者特国札
払過札格第参市及入価・別債発
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、

(一) 年 錢

む十式は ○
も号に、募。
のによ払入八
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二)
は者にへ額よの口るに
、又おたにりに座も係發
前記はいだ百算つにのる行
外てし分出い記と所時
(一)の國取、のして載し得に
算法得当二たは又て税お
式人す該十金前記は振がい
にでる國を額記替源て
よあ者債乗か(一)録口泉、
りるがをじらのさ座徵そ
算場非發た當算れ簿收の
出合居行金該式る中さ利
しに住時額金にものれ子

二十九十八十六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成財務大臣から通知を受けた者
二十一
年三月二十三
日
財務大臣から通知を受けた者
本面成子、支年銀金二をそ
行額十支の期月百六
から通知を受けた者
に三つ月百十円
日
額平利てを毎年う以し
に三。前、日
月六各及
き二月支び
間払九
円日
に期月
属に二
すお十
るい日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は期た期平定、が金と成する國法の税額をがに適用該
す次そ銀額し二年額人額率をが適当
る号の行を、十一年が乗じた非
期及翌休支次年がで
日び當業支払の年が
に第業う算九月
つ十日。式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払